

2004. 9. 22 作成
2006. 10. 13 改訂
2008. 3. 14 改訂
2009. 1. 15 改訂
2009. 9. 1 改訂
2012. 3. 6 改訂
2012. 11. 8 改訂
2020. 12. 16 改訂

第Ⅱ 東急病院安全管理指針

1. 基本的な考え方

東急病院は、安全な医療を提供するために管理指針を定め、最優先事項としてこれに取り組む、「やすらぎと信頼」の病院を実現する。

仕事を行う時「人はミスを犯すものである」と謙虚な気持ちを持ち、仕事の進め方を考える時は、病院全体でそのミスを未然に防ぐ方法を確立すべく努力する。

医療に際して基本的な心構え

- ① 未経験や習熟していない時には、指導者の下に行なう。
- ② 力量を越えての無理な医療はしない。
- ③ 事が起きたら、直ぐに届け出る。
- ④ 安全は全てに優先する。

2. 委員会・組織に関する基本的事項

医療安全の組織

院内に以下の委員会を置き、医療安全体制確立の推進母体とする。また、医療安全管理体制を強化するために医療安全管理部門を設置する。医療事故が発生した場合には患者様の安全の確保、再発防止策の策定などを強力に推進する。

- ① 医療安全管理委員会
- ② 院内感染防止対策委員会
- ③ その他医療安全に関する委員会

①医療安全管理委員会

医療安全管理委員会は、病院長の下に各部門の責任者等により構成し、医療安全の推進と事故があった場合の組織としての活動を決定し行動する。委員会は、下部に医療安全推進委員会を置き、別途定める「医療安全マニュアル」により活動する。

医療安全管理委員会に提案する事例は、医療安全管理部門もしくは、医療安全推進委員会で分析・再発防止策を立案した事象を中心に行う。

②院内感染防止対策委員会

院内感染防止の為、病院長以下、関係するセクションの責任者など院内感染に精通したメンバーにより構成し、院内感染の防止の為の教育や諸施策を実施する。また、その活動や院内感染に関する必要な知識は「院内感染防止対策マニュアル」に定める。

③その他の医療安全に関する委員会

医療安全を図るため、輸血療法委員会、医療ガス安全管理委員会、薬事委員会、医療機器安全管理委員会を置き、それぞれが専門的に医療の安全の見地から諸施策を検討する。

更に各部門においては、転倒転落ワーキング、褥瘡防止対策委員会などの研究チームによる活動を盛んに行い、実践に応用するとともに、病院に対しても安全のための提言を行う。

3. 従事者研修に関する基本方針

医療安全推進委員会主催の研修、院内感染防止対策委員会主催の研修を各々年2回程度行い、各部門における医療の安全に対する知識と技術の向上だけでなく、病院のなかでの取り組みと不安定要因を知る機会を設け、意識の高揚を図る。研修の実施については、従業員名簿にて出欠確認を行い、各部門長への報告を行う。

また、各部門では、年間計画に外部で行なわれる職種別の医療安全に関するセミナーへの参加を組み込み、積極的に職員を派遣し、新しい知識と技術の獲得に努める。

院内及び院外における医療安全教育の参加状況について、年度ごとにその実施記録を保存し、参加人数や実施後の状況を分析して、安全教育の充実を検討する。

4. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

ミスが発生した時は再発防止策をとるとともに、その原因を個人の資質や知識に原因を帰結させる事なく、表面的な原因だけでなく深層に根本原因がないかの気持ちを持って分析し、対策を考える。

万が一、事故が発生したときには、情報公開に努め、

“Honesty is the best policy” の精神で、誠心誠意対応すること。

5. 事故報告等の医療安全確保を目的とした改善方策に関する基本方針

ミスを起こした時、ミスが起きた時には、隠すことなく患者様や上司・同僚に遅滞なく報告し、患者様やそのご家族の精神的な不安の除去に努め、再発の防止に役立てる。

病院は各職種が複雑に関係しているため、連携してこそ安全な医療が提供できることをしっかりと認識し、診療部門、看護部門、診療技術部門、医療連携部門、管理部、協力会社とともに、それぞれが次の業務を行なう人がミスを起こすことがないように配慮

して業務を行なう。

旧来のやり方に拘泥することなく、広く知識を求め、遠慮なく院内の会議等を利用して提案し、皆が協力して医療安全策の採用や確立に尽力する

6. 情報共有に関する基本方針

1) 患者との情報共有に努め、診療記録の開示請求があった場合は、診療情報に関する規定に基づき、対応する。

2) 本指針は患者・家族からの閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。また、本指針についての照会には医療安全管理部事務担当者が、医療問題関連の開示請求に関しては、医療安全管理者が同席する。

3) 患者へ医療行為を行う際には、「説明と同意の指針」に従い対応する。

7. 患者からの相談対応に関する基本方針

当院によせられる患者の苦情について迅速に対応するとともに、患者の意見や期待を当院の医療安全管理に積極的に活用及び、反映させるために、患者相談窓口を設置する。

8. 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合の基本指針

関係学会の基本的考え方やガイドライン等を参考にすること。

9. その他

本指針の内容については、院長、医療安全管理委員会、医療安全推進委員会等を通じて、全職員に周知徹底する。

以上